

第1部 總則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的と方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図るものとします。

第3項 計画の見直し方針

1 見直しの背景

(1) 伊勢湾台風とその後の防災対策

昭和34年9月26日に潮岬に上陸した伊勢湾台風は、全国では5,098人、三重県内でも1,281人に上る死者・行方不明者を生じる未曾有の大災害となり、明治以降、国内で最大の被害が生じた台風として記録されています。

この伊勢湾台風を契機に国の防災対策体制が大きく見直されることとなり、同台風時の水位等を基準とした防潮堤や堤防の整備が全国的に進められるとともに、災害対策の基本に関する総合的な法律として災害対策基本法が昭和36年に成立し、中央防災会議、地方防災会議の設置や、防災基本計画、地域防災計画の策定などが規定され、総合的・計画的な防災体制の整備が図られて、本県の風水害対策も大きく進みました。

(2) 近年の風水害の傾向と新たな対策の必要性

詳しくは第3章において後述しますが、昭和50年代以降、気象災害による被害は大幅に減少しております。伊勢湾台風後に進められた防災対策は、全国的にも一定の効果を上げてきたものと考えられます。

しかしながら、地球温暖化などの影響から、台風の大型化など、近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあるため、従前の対策だけでは対応ができなくなっています。

本県における風水害を例にあげると、平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」では、最大1時間降水量が当時の宮川村（現大台町）で139mm、総降水量は尾鷲市で876mmを記録し、これにより生じた土砂災害や河川氾濫により、県内だけで死者・行方不明者が合わせて10名に達するなど、大きな災害となりました。

また、平成23年の台風第12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に総降水量が各

地で1,000mmを超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により、県内で3人の死者・行方不明者が生じました。

これら、甚大な被害をもたらした風水害被害の特徴は、大型の台風等により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、大規模な土砂災害や浸水被害を発生させるというもので、このケースの災害が全国的にも増加してきています。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、地域によってはひとたび発生すると大きな社会的混乱を招くこととなる雪害も増加傾向にあり、これら風水害への対応も災害対策上の新たな課題となっています。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととしました。

2 計画見直しのポイント

前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。

①台風発生から到達までのリードタイムを生かした事前の防災行動計画、いわゆる「タイムライン」について、本県の考え方を示す。

台風の影響で起こる洪水や土砂災害などによる風水害が、毎年全国各地で発生しています。一方、台風は事前に予測できることから、台風発生から到達までの間、時間的余裕があり、このリードタイムを生かした事前の防災行動計画、いわゆる「タイムライン」を活用した防災・減災対策を取り入れる動きが、国内外で始まっています。このため、三重県においても、台風の発生から到達までのリードタイムを生かした事前対策に万全を期すため、「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」において、「第1節 三重県版タイムライン」、「第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目」を設け、本県における「タイムライン」の考え方について説明しています。

②局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や大きな社会的混乱を招く恐れるある大雪など、特定の自然災害に備えるための対策を盛り込む。

近年の気象現象の特徴として、気象庁から「非常に激しい雨」、「猛烈な雨」という表現で発表される局地的大雨や、近年、我が国でも多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。加えて、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪なども、近年、各地で大きな被害が報告されています。これまでの計画で掲げてきた対策では対応しきれない、こうした特定の自然災害について、今回の計画から、新たに「第2部 災害予防・減災対策」に「第6章 特定自然災害への備え」、「第4部 発災後の応急対策」に「第5章 特定自然災害対策」を設け、自助・共助に重点を置いた対策を示すこととしました。

また、風水害以外でも、今回の計画では、次のとおり事故等にかかる災害対策について、東日本大震災による原子力発電所の爆発事故の発生を踏まえるなどした見直しを図ることとしています。

③計画における事故等にかかる災害対策を整理するとともに、新たに原子力災害対策を加える。

災害対策基本法では、自然災害の他に、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故等も対策の対象に掲げ、防災基本計画においてこれら事故等への対策を掲げています。また、平成23年の東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の爆発事故を受け、防災基本計画において原子力災害対策の強化が図られました。今回の見直しにあたっては、これまで自然災害と並列で記載してきたこれら事故対策を自然災害と別立ての構成とし、新たに「第6部 事故等による災害対策」を新設することで、事故対策をまとめて記載しています。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣の原子力発電所の事故を想定し、この第6部に、新たに「原子力災害対策」の節を設けて、本県における必要な対策を掲げることとしました。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

三重県地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「添付資料」の3編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故を対象とした対策を記載しています。地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載しています。

「添付資料」については、「第1部 地勢及び気象編」、「第2部 災害予防編」、「第3部 発災後対策編」及び「第4部 関係法令・要綱・要領・協定・覚書等編」に分冊されており、「風水害等対策編」と「地震・津波対策編」を補完するための資料をまとめて記載しています。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割、三重県の特質や既往の風水害の状況等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 台風接近時等の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性と導入方針について書かれています。
第4部 発災後の応急対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第5部 被災者支援・復旧対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第6部 事故等による災害対策	○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

＜地域防災計画（風水害等対策編）の構成＞

第1部 総則			
第1章	計画の目的・方針	第1節	計画の目的と方針
		第2節	計画の位置づけ及び構成
第2章	計画関係者の責務等	第1節	県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割
		第2節	県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章	三重県の特質及び風水害等の状況	第1節	三重県の特質
		第2節	三重県における既往の風水害等の状況
		第3節	近年の気象及び災害の傾向

第2部 災害予防・減災対策			
第1章	自助・共助を育む対策の推進	第1節	県民や地域の防災対策の促進
		第2節	防災人材の育成・活用
		第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
		第4節	ボランティア活動の促進
		第5節	企業・事業所の防災対策の促進
		第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
第2章	安全な避難空間の確保	第1節	避難対策等の推進
第3章	風水害に強い県土づくりの推進	第1節	水害・高潮被害予防対策の推進
		第2節	地盤災害防止対策の推進
		第3節	農地・森林・漁村の防災対策の推進
第4章	緊急輸送の確保	第1節	輸送体制の整備
第5章	防災体制の整備・強化	第1節	災害対策機能の整備及び確保
		第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保
		第4節	応援・受援体制の整備
		第5節	ライフラインにかかる防災対策の推進
		第6節	防災訓練の実施
		第7節	災害廃棄物処理体制の整備
第6章	特定自然災害への備え	第1節	局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第3部 台風接近時等の減災対策			
第1章	タイムラインに基づく防災・減災対策	第1節	三重県版タイムラインについて
		第2節	三重県版タイムラインにおける事前行動項目
第2章	災害対策本部機能の確保	第1節	準備・警戒体制の確保
		第2節	予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保
第3章	避難誘導体制の確保	第1節	避難所の確保及び早期避難の促進
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者の保護
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保
第4章	災害未然防止活動	第1節	公共施設等の災害未然防止体制の確保
		第2節	水防活動体制の確保
		第3節	県民・企業等による安全確保

第4部 発災後の応急対策			
第1章	災害対策本部活動の実施	第1節	災害対策活動の実施体制の確保
		第2節	通信機能の確保
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
		第5節	応援・受援体制の整備
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第2節	水防活動
		第3節	公共施設被災時の応急対策
		第4節	ライフライン施設被災時の応急対策
		第5節	ヘリコプターの活用
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急活動
		第2節	医療・救護活動
第4章	緊急避難対策	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策
		第3節	学校・園における児童生徒等の避難対策
第5章	特定自然災害対策	第1節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第5部 被災者支援・復旧対策			
第1章	災害対策本部活動体制の確保	第1節	災害対策本部の継続・廃止
		第2節	災害救助法の適用
第2章	避難者支援等の活動	第1節	避難所の運営
		第2節	緊急輸送手段の確保
		第3節	救援物資等の供給
		第4節	給水活動
		第5節	ボランティア活動の支援
		第6節	防疫・保健衛生活動
		第7節	災害警備活動
		第8節	遺体の取扱い
第3章	社会基盤施設等の復旧・保全	第1節	公共施設等の復旧・保全
		第2節	農作物等の被害軽減対策
		第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全
		第4節	流木等漂着物対策
第4章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動
		第2節	住宅の保全・確保
		第3節	文教等対策
		第4節	中小企業・農林漁業復旧対策
		第5節	災害義援金等の受入・配分
第5章	復旧にかかる支援措置	第1節	災害復旧事業にかかる財政支援
		第2節	被災者の生活再建に向けた支援

第6部 事故等による災害対策			
第1章	重大事故等対策	第1節	危険物施設等の事故対策
		第2節	航空機・列車事故等突発的災害への対策
		第3節	海上災害への対策
		第4節	原子力災害対策
第2章	火災対策	第1節	大規模火災の対策
		第2節	林野火災の対策

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 県災対本部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地方部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市町災対本部 ……市町災害対策本部をいう。
- 4 県水防本部 ……三重県水防本部をいう。
- 5 県水防支部 ……三重県水防本部の支部をいう。
- 6 防災関係機関 ……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 基本法 ……災害対策基本法をいう。
- 8 救助法 ……災害救助法をいう。
- 9 要配慮者 ……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 10 避難行動要支援者 ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合
に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 11 その他の用語については、災害対策基本法の例によります。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割

第1項 県・市町・防災関係機関の実施責任及び役割

1 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

2 市町

- ① 市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 市町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 県民

- ① 県民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none">(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務(2) 防災対策の組織の整備(3) 防災施設の整備(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練(7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査(8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報(9) 被災者の救助に関する措置(10) ボランティアの受け入れに関する措置(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置(12) 被災県営施設の応急対策(13) 災害時の文教対策(14) 災害時の交通及び輸送の確保(15) 自衛隊の災害派遣要請(16) 災害復旧の実施(17) 災害廃棄物の処理に関する措置(18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整(19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施(20) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察	<ul style="list-style-type: none">(1) 災害警備体制(2) 災害情報の収集・連絡等(3) 救出救助活動(4) 避難誘導(5) 緊急交通路の確保(6) 身元確認等(7) 二次災害の防止(8) 危険箇所等における避難誘導等の措置(9) 社会秩序の維持(10) 被災者等への情報伝達活動(11) 相談活動(12) ボランティア活動の支援

第2項 市町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
市町消防	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置

東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
近畿中国森林管理局	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関すること (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 (5) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
中部近畿産業保安監督部	(1) 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導 (2) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)の円滑な実施

中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
大阪航空局 中部空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空保安施設の管理運用 (2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 (4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
東京管区気象台 (津地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

中部地方整備局 近畿地方整備局	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 <p>2 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。 <p>3 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 (13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
----------------------------	--

国土地理院中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施 (4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社三重支店	災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。 (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。 (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社中部総支社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備に関する災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備に関する災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本銀行名古屋支店	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
独立行政法人水資源機構	(1) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社	(1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盜難等各種犯罪の防止

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施 (2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 郵便物の送達の確保 ② 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するため必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
独立行政法人国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人三重県医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人三重県ＬＰガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人三重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブルコモンネット三重	災害発生に際して、県内 CATV 事業会社 8 社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
一般社団法人三重県建設業協会	(1) 応急仮設住宅の建設への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あつせんに対する協力
文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、婦人会、青年団等)	(1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	(1) 港湾施設(防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等)の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者 (三重交通株式会社を除く)	(1) 三重交通株式会社に準ずる。
鉄道事業者(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く)	(1) 近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者(東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPGガス協会を除く)	(1) 東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPGガス協会に準ずる。

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

第1節 三重県の特質

第1項 地形の概要

三重県の概形は、南北の長さが約 170 km、東西は約 80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、令和元年 7月 1日現在の総面積は、5,774.42km²である。

本県の北は、養老山脈と木曽川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、おおむね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帶・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈、高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方において、中央構造線より北側の地域に一般的にみられる地壘性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。総じて、東へ行くほど標高は低くなり、愛知県境近くの沿岸部には、県内における地盤高が最低となる海拔ゼロメートル地帯が広がる。

南部は、南北方向にのびる背梁山地台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。リアス式海岸が続く熊野灘沿岸地域は、海岸線から主分水界までの距離が短く、この地域を流れる河川は、急勾配を一気に流れ下り、熊野灘に注いでいる。

第2項 気象の概要

大陸と大洋にはさまれた日本は、世界でも有数の多雨地帯であるモンスーンアジアの東端に位置し、夏から秋にかけ多くの台風が接近または上陸するとともに、季節の変わり目には梅雨前線や秋雨前線が停滞するなど、大雨等による風水害被害を受けやすい場所に位置している。1971年から2000年にかけての日本の年平均降水量は、世界平均 880mmの約 2倍に相当する 1,718mmに達し、しかも、その降水量は季節ごとの変動が激しく、梅雨期と台風期に集中している。

このように降水量の多い日本にあって、三重県は、県南部の尾鷲市から大台ヶ原にかかる地域を中心に、年降水量が 3,000mm～4,000mmに達するなど、全国屈指の多雨地帯を抱えており、さらに南東部にかけて太平洋に面していることから、台風による影響も受けやすいという特徴がある。

気候はおおむね温和だが、地形が複雑なため、地域的な差異が大きい。年平均気温を見ると、北中部の山地では 12°Cと最も低く、伊賀地方で 13°C前後、伊勢平野で 15°C前後、志摩及び熊野灘沿岸地方は 16°Cとなっている。また、伊賀地方では、内陸型盆地気候の特性として、気温の年較差とともに日較差が大きくなっている。

冬季における平野部での積雪は少ないものの、強い冬型の気圧配置になると、鈴鹿山麓や伊賀盆地では、日本海から流れてくる雪雲の影響で局地的な大雪に見舞われることがある。

第2節 三重県における既往の風水害等の状況

第1項 県内における戦後の主な気象災害

戦後以降に死者及び行方不明者が発生した主な気象災害の概要は、以下のとおりである。

昭和期については、死者・行方不明者が発生した気象災害の件数が非常に多いため、死者・行方不明者の合計が10人を超えたもののみ記載しているが、昭和20年代から40年代までは、10人以上の人的被害を伴う災害が頻繁に発生している。中でも昭和34年の伊勢湾台風では、1200人を超える死者・行方不明者を生じるなど、最悪の被害を記録している。

一方で、昭和50年代以降で10人以上の被害を出したのは、24人の死者・行方不明者が生じた、昭和57年の「梅雨前線、台風10号及び低気圧による暴風雨と大雨」のみとなっている。それ以外では、相当規模の台風等が幾度も襲来したにもかかわらず、10人を超える人的被害の発生は見られていない。

平成期に入ってからも、10人以上の被害を出したのは、平成16年の「台風第21号及び前線による豪雨」のみとなっている。下表で、平成元年以降は、死者・行方不明者の合計が1人以上の気象災害についても記載しているが、これによると、平成元年代に比べ、平成10年以降は、人的被害を伴う災害の発生が増加している。

(別表) 三重県に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称 (カッコ内は主な被害地域)	死者・行 方不明者	災害の概要
1953.8.15 (昭和28)	前線による大雨 (北勢、伊賀)	32	日本海から南下した前線が停滞して豪雨となり、伊賀地方では山崩れにより多数の人命が失われる大惨事となった。
1953.9.25 (昭和28)	台風第13号 (全域)	50	熊野灘を北上、志摩半島を横断した台風と満潮時が重なったため、高潮により海岸線はほとんど壊滅し、未曾有の大災害を蒙った。
1956.9.25 ～27 (昭和31)	台風第15号 (全域)	12	台風は、志摩半島沖を通過し、御前崎付近に上陸した。大雨のため関西線加太付近で山崩れが発生し、列車転落により多数の犠牲者が出了。
1958.1.26 ～27 (昭和33)	低気圧 (全域)	11	日本海低気圧の発達で海上は大しけとなり、紀勢町、南勢町の漁船が相次いで遭難、南勢町田曾浦ではタンカーが沈没した。
1959.9.25 ～27 (昭和34)	伊勢湾台風 (全域)	1,281	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。
1961.6.24 ～29 (昭和36)	昭和36年梅雨前線豪雨 (全域)	17	活動を活発化させながら、24日から本州南岸に停滞した梅雨前線と、台風第6号の影響により、三重県内では北部と南部で大雨が降り、特に北勢地方で被害が甚大であった。
1967.10.27 ～28 (昭和42)	台風第34号 (全域)	23	熊野灘から志摩半島をかすめた台風の影響で、尾鷲で1時間雨量97mmを観測するなど、短時間の豪雨となり、熊野市飛鳥町の国道42号改修工事現場で、鉄砲水のため多数の犠牲者が出了。
1971.9.9 ～10 (昭和46)	三重県南部の集中豪雨 (南部(尾鷲市、熊野市))	42	台風第25号の通過後、前線が北上、活動が活発化して、尾鷲では最大1時間雨量92mm、総降水量1,095mmに達する記録的豪雨となり、急傾斜地の

			崩壊により人的被害多数の災害となった。
1982. 7. 11 ～8. 3 (昭和 57)	梅雨前線、台風第 10 号及び低気圧による暴風雨と大雨 (全域)	24	この期間中、低気圧の通過に伴う南岸付近に停滞していた梅雨前線の北上や活動活発化による大雨（7月 11～12 日、14～17 日、24～27 日）、大気不安定による短時間強雨（7月 29 日）が発生した。7月 31 日からは台風第 10 号の北上に伴い、県内は中部を中心として大雨となり、嬉野町小原では民家 4 棟が土砂に押しつぶされるなどした。8月 2 日からは台風からかわった低気圧と前線の活動活発化により、再び県内は大雨となり、志摩半島方面は記録的な豪雨となった。
1990. 9. 29 ～30 (平成 2)	台風第 20 号 (全域)	2	和歌山県白浜町付近に上陸した後、県南部から志摩半島を通過した台風により県内全域で激しい風、雨に見舞われ、松阪市と大台町では、増水した川に転落して 2 人が死亡した。
1991. 9. 18 ～19 (平成 3)	秋雨前線と台風第 18 号による豪雨 (全域)	2	南海上を北上する台風第 18 号に刺激された秋雨前線の活動が活発化し、18 日夜から 19 日朝にかけて県内全域で激しい雨に見舞われた。熊野市では土砂崩れにより 2 人が死亡した。
1998. 9. 21 ～24 (平成 10)	台風第 7 号・8 号による大雨 (全域)	3	台風第 8 号に続いて第 7 号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、上野市や四日市市で観測史上第 1 位の最大瞬間風速を観測し、死者や負傷者がいるなど被害が発生した。
2000. 9. 10 ～14 (平成 12)	秋雨前線及び台風第 14 号による豪雨 (全域)	1	南海上の台風第 14 号や日本海の前線の影響で南から暖かく湿った空気が入り、大気の状態が不安定となって、県内各地で豪雨となった。四日市市では水路に流され 1 人が死亡した。
2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して 1 人が死亡した。
2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28 日夜から激しい雨が降り出し、29 日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者 6 人、行方不明者 1 人、海山町で町内を流れる船津川のはん濫により死者 2 人、松阪市で川に流され死者 1 人など、大災害となった。
2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18 日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近くに外出後、行方不明となった 1 人が死亡した。
2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9月 3 日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は 1 日から 5 日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま

第1部 総則

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

			れて1人が死亡、紀宝町では浸水区域内の家屋で1人が死亡したほか1人が行方不明となった。
2012.9.30 ～10.4 (平成24)	台風第17号による大雨 及び高潮 (全域)	1	台風第17号は、強い勢力を維持したまま、三重県沿岸を北上して、県内では大雨となり、台風の接近が満潮時刻と重なったため、潮位が高くなつて大雨や高潮による浸水害が四日市市、鳥羽市などで発生した。鈴鹿市では1人が濁流に巻き込まれて死亡した。
2013.9.14 ～16 (平成25)	台風第18号による大雨 (全域)	2	台風第18号は、大型の勢力を維持したまま三重県沿岸を北上し、台風が接近した15日夜から16日朝にかけて、非常に激しい雨が降った。津市内で放置車両があり乗車していたと思われる2人が死亡した。
2017.10.21 ～23 (平成29)	台風第21号(全域)	2	台風第21号は、10月23日3時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。三重県では21日から台風第21号や前線の影響により雨が降り、23日にかけて大雨となった。また、台風が三重県に最も接近した23日未明には暴風となつた。この台風により2名(度会町、伊勢市)が死亡した。また、汁谷川や外城田川等の中小河川の内水氾濫により、伊勢市、玉城町では床上浸水被害が多数発生した。

[引用文献、参考文献]

『創立百年誌 津地方気象台創立100周年記念誌』(平成元年7月 津地方気象台)

『災害の概況』(三重県)

津地方気象台ホームページ「三重県における主な気象灾害(1945年以降)」

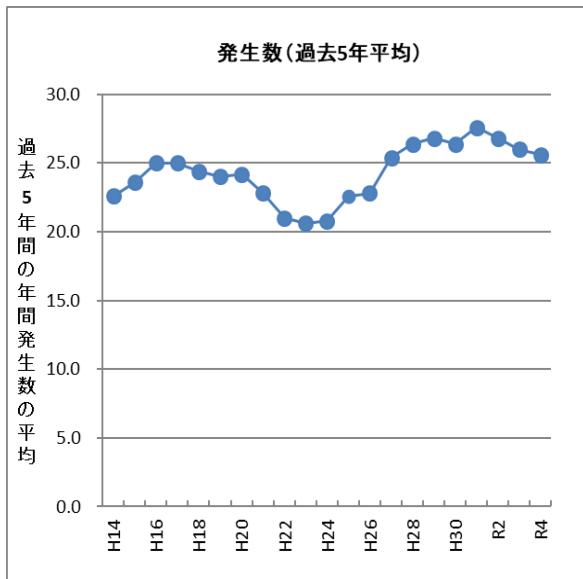
第3節 近年の気象及び災害の傾向

第1項 近年の気象の傾向

1 台風の発生傾向

日本に接近する台風については、発生回数そのものは、過去5年間平均は25回を超えており、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることなどが考えられる。

【図表 台風の発生回数】



【図表 台風の最低気圧の推移】



(気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成)

2 大雨の発生傾向

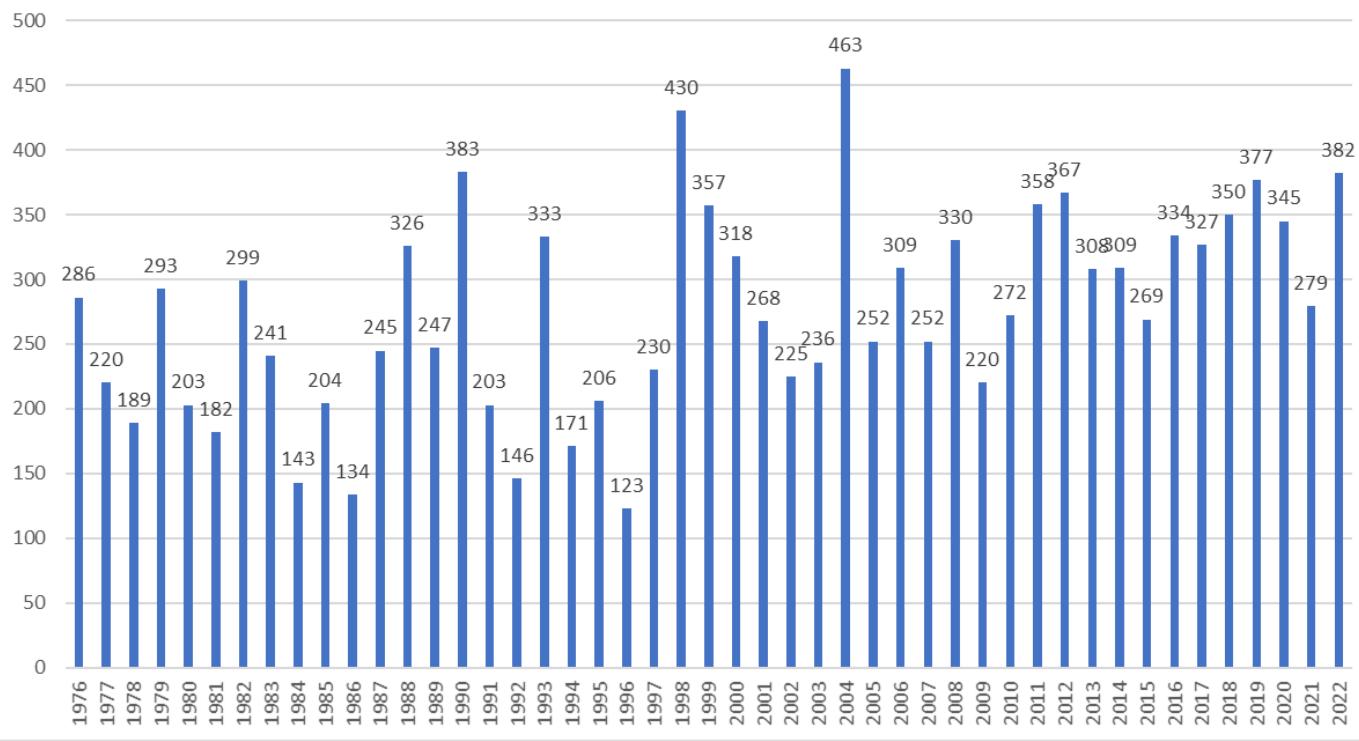
大雨の発生傾向として、全国のアメダス地点（約1,300地点）における、1時間降水量50ミリ以上（非常に激しい雨）、同80ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にあり、こうした傾向は、県内20地点においても同様である。

なお、次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水をともなう雨域（長さ50～300km程度、幅20～50km程度）は「線状降水帯」と呼ばれ、毎年のように各地で発生している。

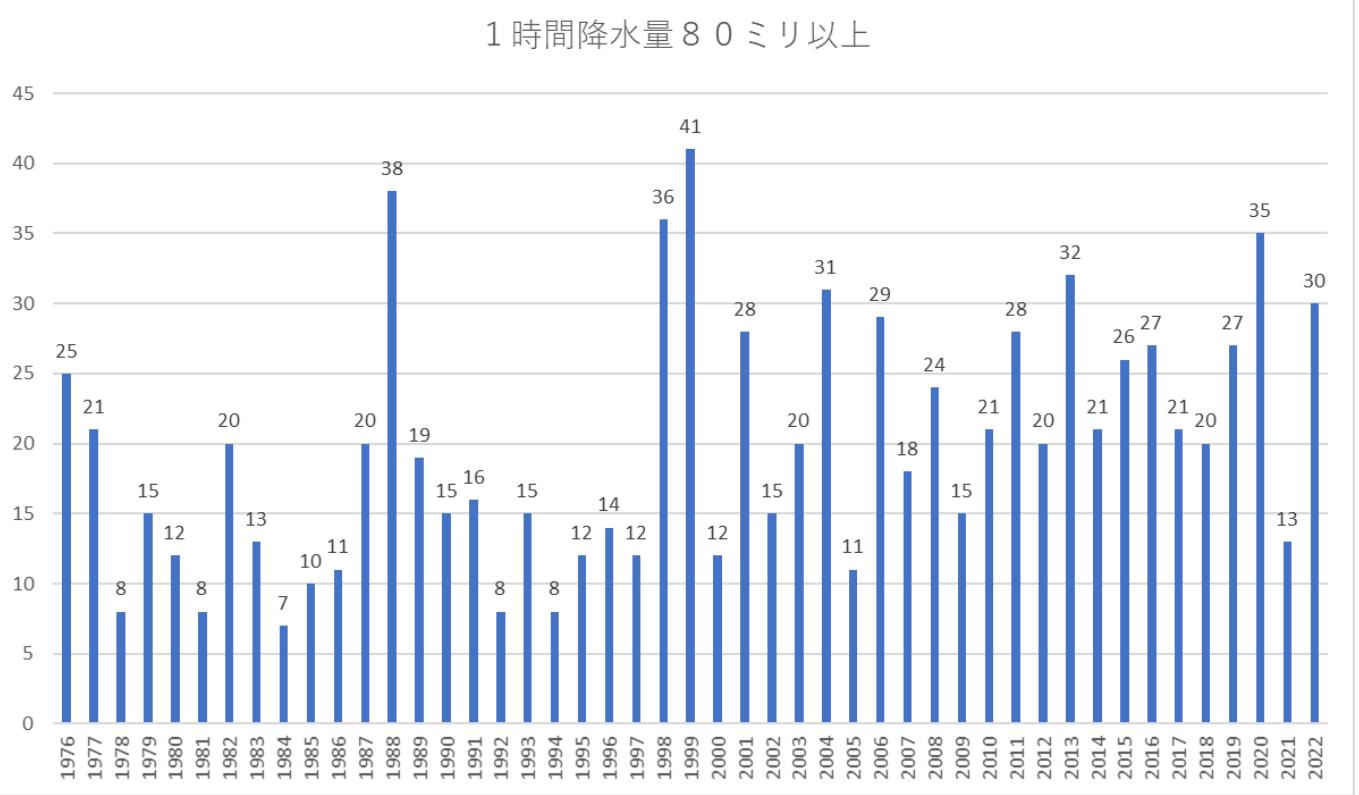
【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国1,300地点）】

(上) 1時間降水量50ミリ以上 (下) 1時間降水量80ミリ以上

1時間降水量50ミリ以上



1時間降水量80ミリ以上



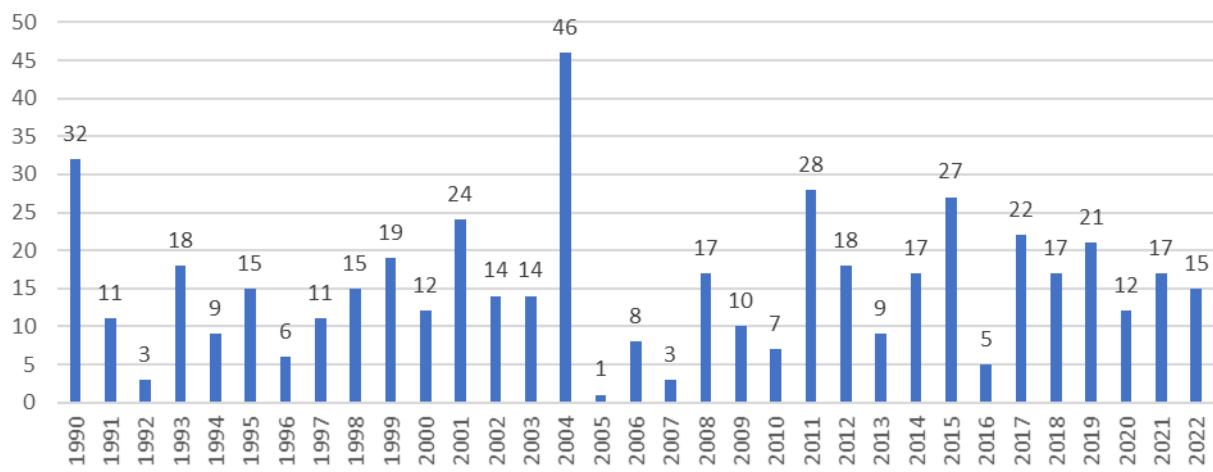
(津地方気象台からの提供資料を基に作成)

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】

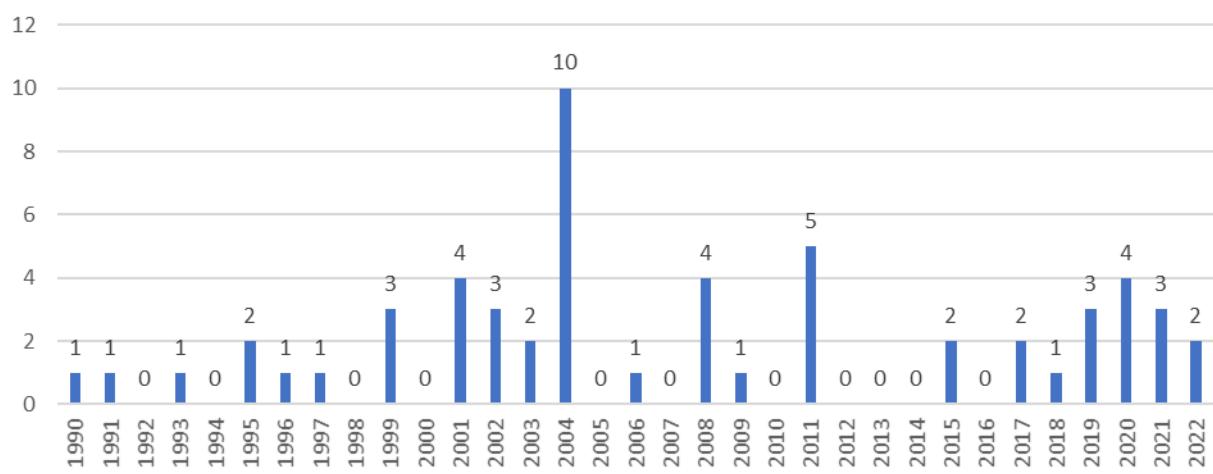
（上）1時間降水量50ミリ以上 （下）1時間降水量80ミリ以上

20地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊
長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜

1時間降水量50ミリ以上



1時間降水量80ミリ以上



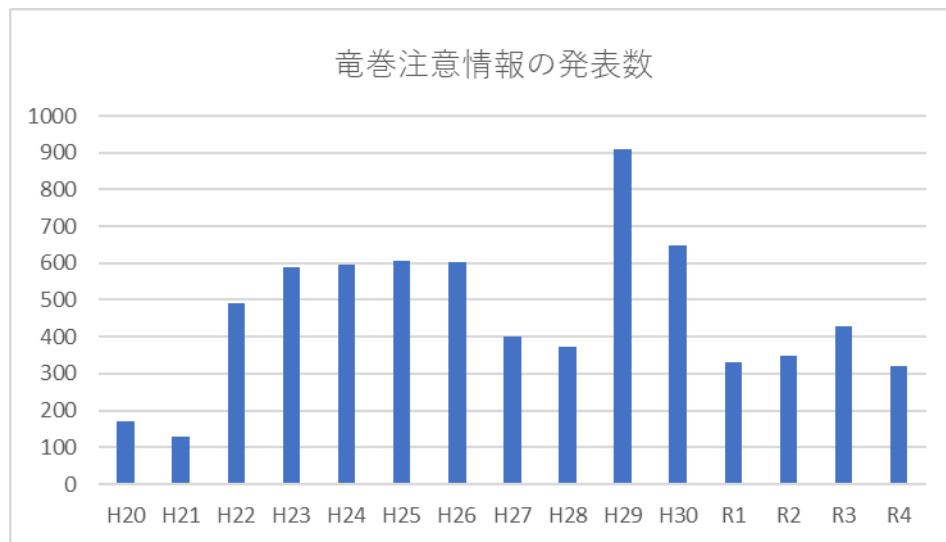
（津地方気象台からの提供資料を基に作成）

3 竜巻の発生状況

気象庁では平成 20 年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均 473 回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約 32 件（平成 20 年～令和 3 年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成 20 年度の発表開始以降、令和 3 年 12 月までの間に 18 件（現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成 20 年～令和 3 年）】

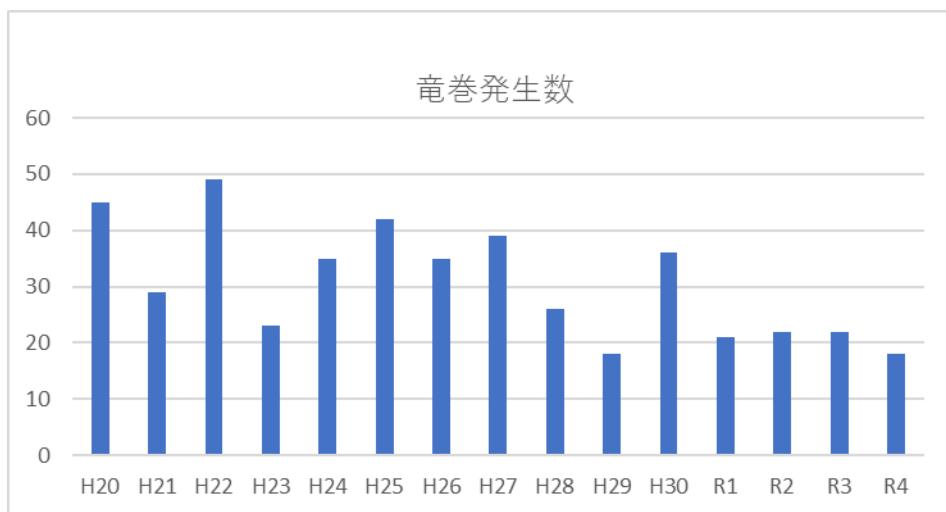


※平成 20 年については、同年 3 月 26 日の竜巻注意情報の運用開始から同年 12 月 31 日までの約 9 か月間。

※平成 22 年 5 月 27 日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。

※平成 28 年 12 月 15 日までは県単位、それ以降は、「○○県南部」のように県を 1 から 4 度に区域を分けて発表。

【図表 全国の竜巻発生数】



※集計対象は、「竜巻」及び「ダウンバースト」又は「ガストフロント」と認定した事例の年ごとの発生確認数。

ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除外。

（気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）

4 大雪の発生状況

降雪の状況については、平年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示している。

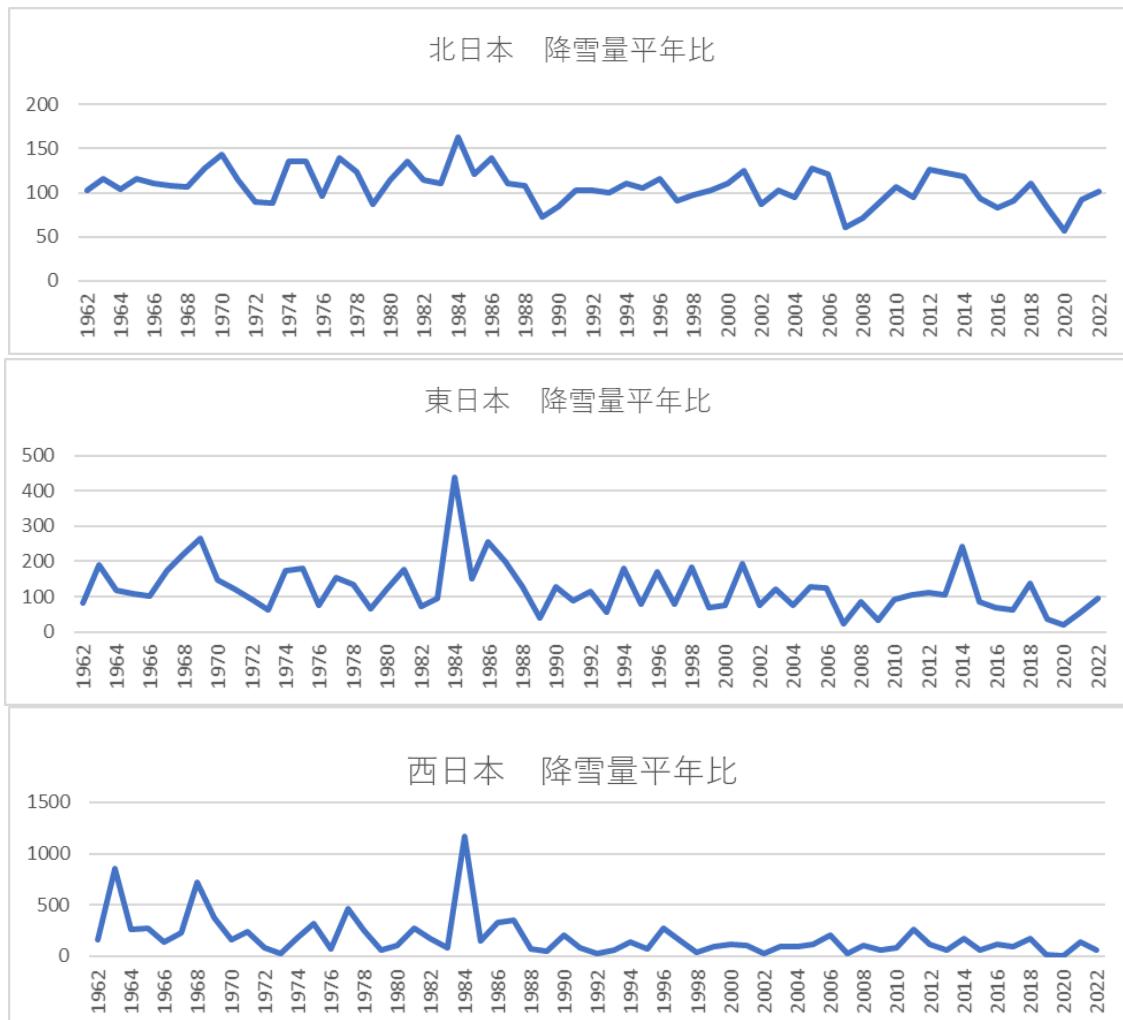
しかし、このような傾向下において、平成26年2月、普段はあまり雪が降らない太平洋岸に、大雪が降り、一時的に全県が孤立状態となった山梨県では、甲府市において、これまでの最高49cmの2倍以上となる114cmの積雪が記録された。

また、三重県においても記録的な大雪に見舞われ、津市では統計開始以降第7位となる13cmの積雪となり、津地方気象台からは、中部から南部にかけて大雪警報が発表された。

県中部での警報発表は平成7年以来19年ぶり、県南部での発表は、気象台に記録が残っている昭和37年以降、初めてのことであった。

平成29年1月には、北部や伊賀の広範囲で大雪となり、いなべ市北勢で55cm、亀山市関町坂下鈴鹿峠（下）で33cm、四日市市塩浜で17cmの積雪深となり、この大雪の影響で社会生活に大きな混乱が生じた。

【図表 降雪量の前年比の推移】



※単位：% 100より上側が平年比増、下側が平年比減。（気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成）

第2項 三重県における災害の傾向

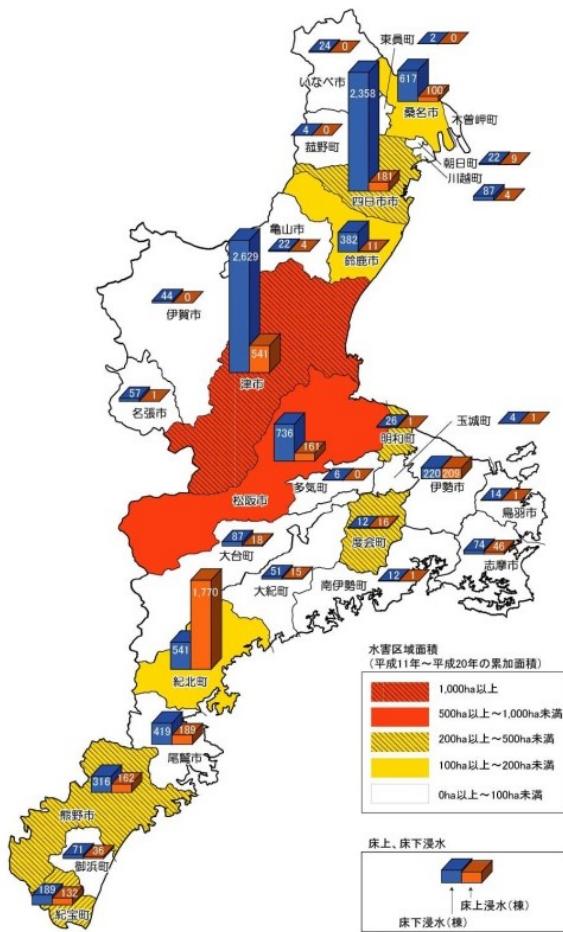
1 洪水被害の傾向

以下の「図表 県内の洪水被害の状況」は、左の図が平成11年から平成20年までの10年間の被害状況、右の図が平成19年から平成28年までの10年間の被害状況を表したものとなっている。

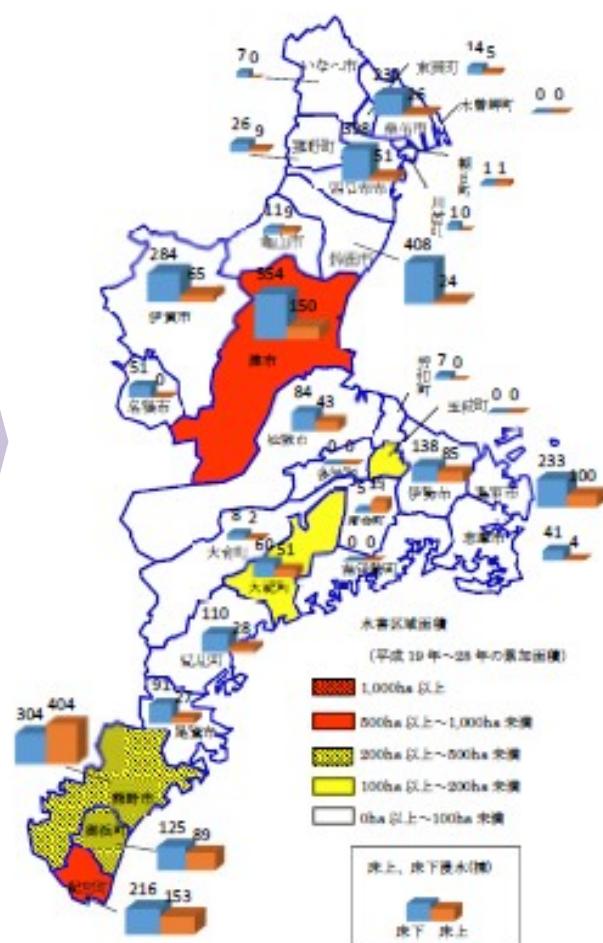
洪水による浸水面積と浸水家屋数はやや低減傾向となっているが、左の図では、東海豪雨をもたらした平成12年台風第14号により、県北部を中心に大きな浸水被害があったことが顕著に表れており、右の図では、平成23年の紀伊半島大水害による浸水被害が、県南部とりわけ紀南地域において顕著であったことがわかる。

【図表 県内の洪水被害の状況】

(平成11年～20年の被害状況)



(平成19年～28年の被害状況)



(国土交通省「水害統計」等を基に作成)

一方、深刻な家屋被害状況として、全壊（流出を含む）もしくは半壊に至った家屋数をみると、平成19年～28年の被害のほうがかなり大きくなってしまっており、紀伊半島大水害による被害が甚大であったことがわかる。

【図表 全壊及び半壊棟数】

	全壊棟数	半壊棟数	計
平成 11 年～20 年 (10 年間)	29 棟	72 棟	101 棟
平成 19 年～28 年 (10 年間)	82 棟	1,088 棟	1,170 棟

※上記の棟数には、洪水のほか土砂災害等による被災も含まれる。

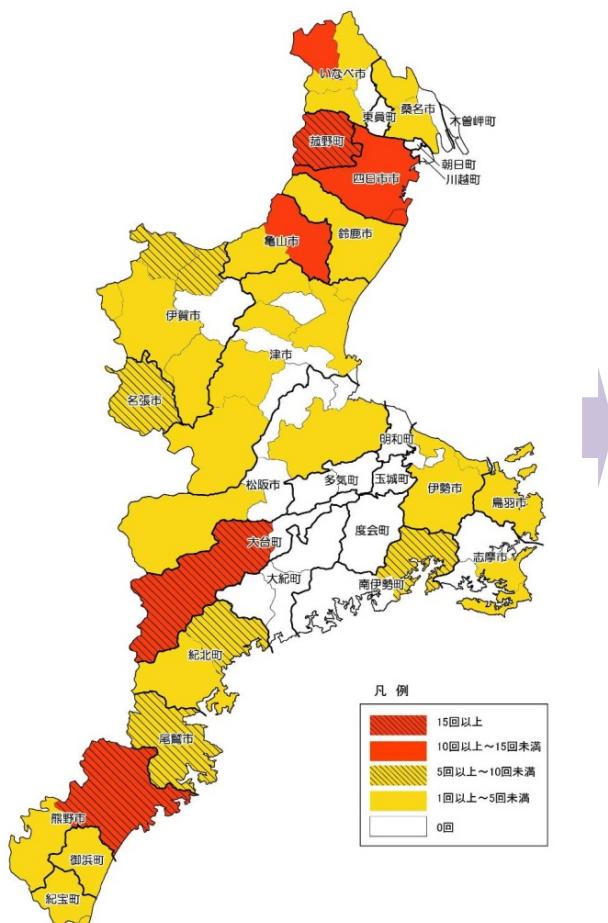
(三重県「消防防災年報」を基に作成)

2 土砂災害被害の傾向

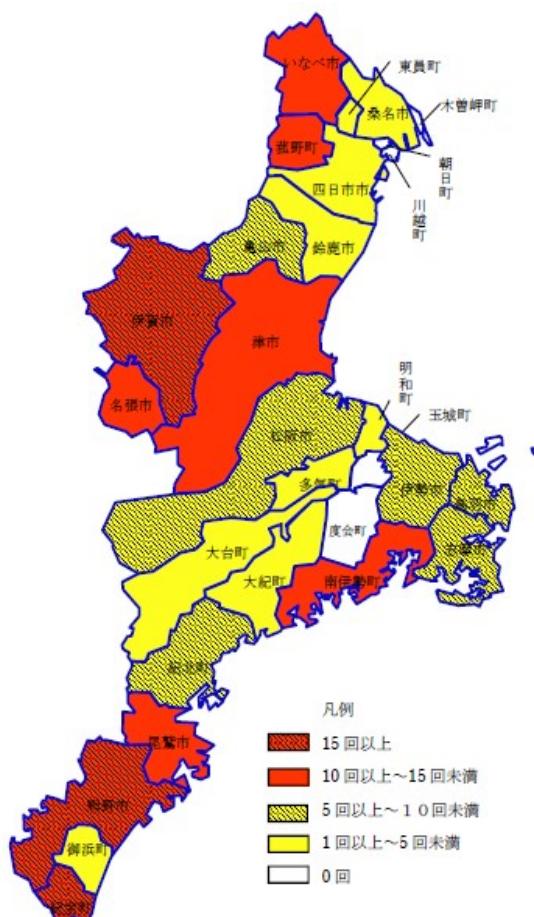
三重県における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生状況については、下図のうち、左の図が平成 11 年から平成 20 年までの 10 年間の発生状況、右の図が平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の発生状況を表したものとなっており、この 9 年の間に、発生回数は増加傾向を示している。

【図表 県内の土砂災害の発生状況】

(平成 11 年～20 年の発生状況)



(平成 20 年～29 年の発生状況)



※左図中の細い実線は、旧 69 市町村(平成 15 年 11 月までの)の旧行政界を表す。

(三重県防災砂防課資料「市町別（年別）災害発生件数」を基に作成)

3 高潮災害の状況

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和40年代以降、大きな被害の発生は少なくなっている。

しかし、海外に目を転じてみると、平成25年11月に、その年の台風としては最も強い台風第30号がフィリピン中部を襲い、暴風・高潮により、死者6,166人、行方不明者1,785人の甚大な人的被害を発生させるなど、改めて高潮災害の発生が懸念されている。

【図表 全国の主な高潮災害】

発生年月日	主な原因	主な被害区域	最高潮位(T.P.m)	死者・行方不明者(人)	全壊・半壊(戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11
平成16年10月20日	台風第23号	室戸	2.9	3	13
平成22年2月24日	低気圧	富山湾	0.1	1	11

※死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む。

※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。

(内閣府「風水害等対策パンフレット(高潮災害とその対応)」を基に作成)